

令和元年
6月10日発行
第38号

かけ橋 太田市 農業委員会だより

発行 太田市農業委員会 太田市新田金井町29 電話0276-20-9715 FAX0276-57-4573

太田市優良農業者表彰式並びに太田市農業後継者報奨式

太田市優良農業者表彰式並びに太田市農業後継者報奨式が、2月26日太田市役所会議室で行われました。

農業者の模範となる業績が認められ次のとおり表彰されました。



優良農業者表彰者

金井 由征さん (由良町)
塚越 聰さん (由良町)
小林 薫さん (龍舞町)
峯岸 孝和さん (西長岡町)
大島 重雄さん (新田上田中町)
齋藤 勝美さん (新田多村新田町)
藤田 修司さん (藪塚町)

農業後継者報奨者

羽鳥 勝信さん (菅塩町)
羽鳥 悟史さん (菅塩町)
中山 和さん (新田瑞木町)
遠坂 泰弘さん (大原町)
清水 拓哉さん (大原町)
清水 至さん (大久保町)

農業者年金に加入しましょう！

若いうちから！

女性にも！

節税対策にも！



- 農業に従事する方の老後の安心に役立ちます。

国民年金 + 農業者年金

- 次の要件を満たす方ならどなたでも加入できます。

国民年金第1号被保険者
国民年金保険料納付免除者を除く

年間60日以上農業に従事

60歳未満

- 農地の権利名義を持たない家族農業従事者の方も加入できます。
- 積立・確定拠出型年金です。
(自分で年金資産を積立・基金で運用)
- 保険料は月額2万円～6万7千円の範囲でいつでも見直しができます。(千円単位)
- 終身年金で80歳までの死亡保障(死亡一時金)があります。
- 支払った保険料は全額社会保険料控除の対象となります。
- 一定の要件を満たす農業者には保険料の国庫補助があります。

現況届は忘れずに提出を！

現況届は、年金を受給するために必要な毎年の手続きです。

農業者年金の経営移譲年金や農業者老齢年金を受給されている方は、現況届を必ず農業委員会に提出してください。

現況届が届く時期は…

現況届の用紙は、5月末日ごろに直接受給者ご本人宛てに送付します。

現況届の提出時期は…

現況届は、6月30日までに農業委員会に必ず提出してください。

現況届の提出を忘れると…

現況届の提出がないときは、11月の支払いから提出されるまでの間、年金の支払いが差し止められますのでご注意ください。



経営移譲年金受給者の方へ

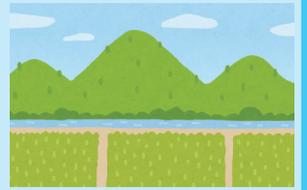


次の事項の確認をしてください

- ① 現在、農地(自留地を除く)の耕作または養畜の事業を行っていない。
- ② 現在、耕作または養畜の事業を行う農地所有適格法人(農業生産法人)の組合員・社員・または株主となっていない。
- ③ 経営移譲時に後継者に貸し付けた農地について返還を受けていない。もしくは使用収益権の移転または、設定をしていない。(支給停止除外事由に該当する場合を除く)
※農地の使用貸借・賃貸借・所有権移転をされた場合、**経営移譲年金部分が支給停止になることがあります**ので、事前に農業委員会にお問い合わせください。

太田市 農地賃借料情報

平成30年1月から12月までに締結(公告)された賃貸借における賃借料水準(10aあたり)は、以下のとおりです。この情報には使用貸借(賃借料なし)で締結されたものは含みません。



田の部

(単位:円)

締結された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数
太田地区	5,500	10,200	3,000	385
尾島地区	4,500	8,300	3,000	37
新田地区	5,400	10,000	2,000	215
藪塚地区	7,700	10,000	3,000	3
(参考)市全体平均	5,400	-	-	640

畑の部

(単位:円)

締結された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数
太田地区	10,400	15,000	4,100	43
尾島地区	5,900	10,000	3,000	104
新田地区	8,600	16,000	3,800	196
藪塚地区	10,100	27,400	5,000	53
(参考)市全体平均	8,300	-	-	396

※(参考)市全体平均は、データ数による加重平均の値です。また各金額は、算出結果を四捨五入し100円単位としています。

令和元年度 太田市農作業参考料金表

作業名		単位	税抜単価(円)	
トラクター	水田耕起	1回目	10a 5,600	
		2回目	10a 4,800	
	畑耕起	10a	4,600	
	深耕ロータリー	10a	16,000	
	プラウ	10a	6,190	
	草刈り(畦畔を除く)	10a	5,400	
水稲作業	代かき	10a	6,000	
	畦畔ぬり(片側機械ぬり)	1m	48	
	耕起から代かき	10a	11,200	
	育苗(うるち)	出芽	1箱	380
		硬化	1箱	590
	田植え	普通植え	10a	7,800
		施肥付き	10a	8,800
	コンバイン	10a	17,800	
	乾燥	60kg	1,200	
	籾すり	60kg	800	
	籾刈りから乾燥調製	10a	30,000	
	薬剤散布	10a	2,200	
	麦作業	施肥・播種	10a	3,600
		ロータリーシーダー播種	10a	6,200
麦ふみ(鎮圧)		10a	2,100	
コンバイン		10a	15,600	
乾燥		60kg	1,200	
薬剤散布		10a	2,200	
その他の作業	米・麦運搬	10a	2,000	
	桑抜根	10a	33,000	
	大根播種(耕運・マルチ・播種)	10a	7,000	
	掘り取り(牛蒡・ヤマトイモ)	10a	25,000	
	マニアスプレッター(貸し出し)	10a	6,000	
	臨時雇賃金	オペレーター	1時間	1,570
		一般作業	8時間	7,620
		軽作業	1時間	810

※この料金表は、参考額を示しています。ほ場の条件、作業の難易度、荒廃の程度等により受委託者で協議の上、決定してください。
 ※消費税は別途計上してください。(ただし、軽作業を除く)
 ※軽作業料金は群馬県最低賃金を参考に定めています。改正があった場合は下回らないようにしてください。

進めよう、農地の流動化!



農業経営基盤強化促進法による貸し借り

「農地を貸したいが、返してもらえなかったら…」「耕作できないので、農地が荒れてしまう…」「農地を借りたいが手続きが難しそう…」と思っている方は農業経営基盤強化促進法による貸し借りをぜひご利用ください。

貸し手のメリット

- 貸した農地は、期間が満了すると自動的に貸し手に返還されます。お互いの話し合いにより、途中で解約することもできます。
- 継続して貸したい場合は、お互いの話し合いにより契約を更新することもできます。
- 条件を満たせば支援金が交付されます。
- 農地が耕作放棄地にならずにすみます。

借り手のメリット

- 経営の規模拡大と安定化が図れます。
- 契約期間中は安心して耕作することができます。
- 継続して借りたい場合は、お互いの話し合いにより契約を更新することもできます。
- 認定農業者は、条件を満たせば奨励金が交付されます。

契約の始期は5月20日と10月20日の年2回です。



申請書提出期限

令和元年7月31日(水)

契約始期が令和2年5月20日からの場合は、申請の締め切りは令和2年2月末日になります。

申請書は、農業委員会事務局、農業政策課にあります。

提出場所

農業委員会事務局、農業政策課、農地利用最適化推進委員、農業委員

農用地利用集積促進奨励金等について

農業経営基盤強化促進法による農地の貸し借り(利用権設定)の契約をすると、条件を満たせば農用地利用集積促進奨励金等の対象となります。

- 交付対象者**: 奨励金については、利用権設定を受けた太田市の認定農業者
 支援金については、太田市の認定農業者に利用権設定をした者
- 対象となる土地**: 新規に利用権設定をした農地
 ※今までに利用権設定をしたことのある農地は対象となりません。
- 対象となる契約年数**: 満5年以上
 ※期間満了以前に合意解約した場合は、交付された全額が返還の対象となります。

【単価等】 平成31年4月1日現在

区分	耕作面積の要件	契約の存続期間等	奨励金等交付単価(円/10a)		利用権の種類
			通年借地	期間借地	
(借り手) 農用地利用集積促進奨励金	270a以上	5年以上 10年未満	4,000	2,000	賃貸借
		10年以上	6,000	4,000	
(借り手) 耕作放棄地再生事業奨励金	なし	5年以上	30,000	-	賃貸借または使用貸借
(貸し手) 農用地利用集積促進支援金	借り手 270a以上	5年以上	5,000	-	賃貸借または使用貸借

- 耕作放棄地再生事業奨励金の申請をする場合は、利用権設定前と設定後の状況が確認できる資料を添付していただきます。
- 市が実施する他の利用集積事業および耕作放棄地対策事業、ならびに農業機械購入助成事業との重複受給はできません。